第 14 回 にいがた食の安全･安心審議会

別添資料Ⅰ

１　基本計画と審議会のこれまでの経過　･･･ ｐ１

２　薬事法改正に伴う「にいがた食の安全・安心条例」の改正　･･･ ｐ３

３　にいがた食の安全・安心基本計画の進捗状況について　･･･ ｐ５

（１）施策の取組状況　･･･ ｐ６

（２）指標一覧　･･･ p14

４　にいがた食の安全・安心条例全文　･･･ p16

基本計画と審議会のこれまでの経過

	条例・基本計画の動き	審議会の動き
17年度	平成17年10月 **にいがた食の安全・安心条例** 制定	
18年度	平成19年3月 **にいがた食の安全・安心基本計画策定** （計画期間：平成19～24年度）	第1回審議会（6/12） 第2回審議会（7/13） 第3回審議会（10/24） 第4回審議会（1/15）
19年度		第5回審議会（6/12）
20年度	平成20～21年度 **条例及び基本計画の見直し**	審議会委員改選 第6回審議会（7/30）
21年度	平成22年1月 **基本計画を一部改訂**	第7回審議会（12/18）
22年度		審議会委員改選 第8回審議会（10/19）
23年度		第9回審議会（10/19） 第10回審議会（2/16）
24年度		審議会委員改選 第11回審議会（12/21） 第12回審議会（3月予定）
25年度	平成26年3月 **基本計画を改定**（計画期間：平成25～28年度）	第13回審議会（11/20）
26年度		審議会委員改選 第14回審議会（11/12）
27年度		
28年度		

薬事法改正に伴う「にいがた食の安全・安心条例」の改正について

〈経緯〉

時　期	内　容
平成 25 年 11 月 27 日	「薬事法等の一部を改正する法律」(注①) 公布 （公布日から１年以内に施行）
平成 26 年 9 月 24 日 10 月 10 日 10 月 24 日	「薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」(注②) を県議会に提案 可決 公布
11 月 25 日	改正薬事法施行 上記条例も同日施行

注①）薬事法等の一部を改正する法律

（にいがた食の安全・安心条例に影響する改正事項）

・法律名を「薬事法」から「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（略称：医薬品医療機器等法）に改める。

・「再生医療等製品」を新たに定義し、その特性を踏まえた安全対策等の規制を設ける。

再生医療等製品とは

(1) 人又は動物の細胞に培養その他の加工を施したものであって、身体の構造又は機能の再建、修復又は形成、疾病の治療又は予防の目的で使用するもの
（例：iPS細胞など）

(2) 遺伝子治療を目的として、人又は動物の細胞に導入され、これらの体内で発現する遺伝子を含有させたもの

注②）薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

改正後の薬事法との整合性を図るため、関係する６条例（「にいがた食の安全・安心条例」を含む）について所要の改正を行う。

にいがた食の安全・安心条例の新旧対照表は２ページのとおり。

薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（抜粋）

（にいがた食の安全・安心条例の一部改正）

第６条　にいがた食の安全・安心条例（平成 17 年新潟県条例第 81 号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（定義） **第２条**　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)　（略） (2) 食品等　食品（すべての飲食物（その原料又は材料として使用される農林水産物を含み、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品を除く。）をいう。以下同じ。）及び添加物（食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第４条第２項に規定する添加物をいう。以下同じ。）、器具（同条第４項に規定する器具をいう。以下同じ。）並びに容器包装（同条第５項に規定する容器包装をいう。以下同じ。）をいう。 (3)・(4)　（略）	（定義） **第２条**　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)　（略） (2) 食品等　食品（すべての飲食物（その原料又は材料として使用される農林水産物を含み、薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）に規定する医薬品及び医薬部外品を除く。）をいう。以下同じ。）及び添加物（食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第４条第２項に規定する添加物をいう。以下同じ。）、器具（同条第４項に規定する器具をいう。以下同じ。）並びに容器包装（同条第５項に規定する容器包装をいう。以下同じ。）をいう。 (3)・(4)　（略）
（出荷等の禁止） **第 23 条**　生産者は、生産し、又は採取した農林水産物が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該農林水産物を出荷し、又は販売してはならない。 (1)・(2)　（略） (3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 83 条の３の規定により使用を禁止された医薬品又は再生医療等製品を使用し、生産された場合 (4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 83 条の４第１項の基準に違反して動物用医薬品又は動物用再生医療等製品を使用し、生産された場合	（出荷等の禁止） **第 23 条**　生産者は、生産し、又は採取した農林水産物が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該農林水産物を出荷し、又は販売してはならない。 (1)・(2)　（略） (3) 薬事法第 83 条の３の規定により使用を禁止された医薬品を使用し、生産された場合 (4) 薬事法第 83 条の４第１項の基準に違反して動物用医薬品を使用し、生産された場合

改正後のにいがた食の安全・安心条例全文は 16 ページ

にいがた食の安全・安心基本計画の進捗状況について

１　計画の期間、目的、成果

【計画期間】　平成 25 年度から平成 28 年度までの４年間
（平成 18 年度計画策定、25 年度計画改定）

【計画の目的】新潟県における食の安全・安心の推進

（ここでいう「食の安全・安心」とは、「食品等の安全性及び食品等に対する消費者の信頼を確保すること」（にいがた食の安全・安心条例第２条））

【成果指標】（計画全体の達成度を測る指標）

新潟県における食の安全確保の取組が十分に行われていると感じる県内外の住民の割合

※新潟県「夢おこし」政策プラン推進のための意識調査により把握

問　新潟県における食の安全・安心の取組についてどのように感じていますか。
1　十分に行われていると感じている。
2　ほぼ十分に行われていると感じている。
} １、２の合計を指標値とする。
3　どちらとも言えない。
4　やや不十分だと感じている。
5　不十分だと感じている。

基準年

	計画策定前（H18 年度）	計画改定前（H24 年度）	最新値（H25 年度）	目標値（H28 年度）
県　　内	42.3%	55.0%	**53.8%**	増加させる
県外（首都圏）	42.9%	50.6%	**48.2%**	増加させる

２　計画に基づく施策の取組状況

13 の施策について取り組みました。

（各施策の 25 年度取組状況は４～11 ページのとおり。）

３　取組指標の進捗状況

各施策の達成度の目安として設定した 24 の取組指標の 25 年度状況は次のとおりです。

- **28 年度目標値を達成　　･･･６指標**
- **基準年（24 年度）の値から増加　　･･･５指標**
- **基準年（24 年度）の値から横ばい　･･･５指標**
- **基準年（24 年度）の値から減少　　･･･８指標**

（各指標の状況は 12～13 ページのとおり。）

にいがた食の安全・安心基本計画　施策の取組状況（平成25年度）

視点1　安全で安心な食品の提供　～見える安全～

施策1　安全で安心な農作物等の提供の推進

	県の取組	事業名等	内容	回数・人数など（25年度）	担当課
1	品種改良や生物的・物理的・耕種的防除法を活用した安全で安心できる農作物の生産技術の普及と開発	・にいがたクリーンランド戦略事業 ・植物防疫総合推進事業 ・植物防疫事業	耕種的防除や発生予察に基づいた必要最小限の防除等、総合的病害虫防除を推進した。	・啓発ポスター作成・配付：7,000部 ・予察情報の発行：35回	農産園芸
		地域ニーズ先端技術開発等	農薬や化学肥料を低減するための技術開発に取り組んだ。	研究課題数 7課題	農業総務
2	環境保全型農業の推進	・にいがたクリーンランド戦略事業	・農薬や化学肥料を低減した特別栽培農産物等の取組・生産等を拡大した。 ・エコファーマーの認定を促進した。	・特別栽培農産物等面積：78,592ha ・エコファーマー認定者数：12,392人 （累積新規認定件数17,235人）	農産園芸
3	GAPの普及推進	にいがたクリーンランド戦略事業	安全・安心な農産物生産についてGAP手法（農業生産工程管理手法）の研修会を開催し、理解促進を図った。	・本庁：2回 ・農林振興部：49回 ・関係団体：3回	農産園芸
		きのこ栽培の技術向上に向けたセミナー、講習会等	GAP手法の先進事例について学ぶことで、安全・安心なきのこづくりに自発的に取り組むきっかけとした。	16回	林政
4	米トレーサビリティ法の普及啓発	米トレーサビリティ法に基づく点検指導等	米穀等を取り扱う事業者に対し、米穀等の取引に係る情報の記録及び産地情報の伝達を徹底するよう点検指導を行った。	37店舗	食品・流通
5	有害土壌汚染物質（土壌中の残留農薬等）の除去、吸収抑制技術の開発	競争的資金活用産学官連携研究	土壌中の有害土壌汚染物質を吸収しにくくする土壌管理技術の開発に取り組んだ。	研究課題数 1課題	農業総務

施策2　安全で安心な畜産物の提供の推進

	県の取組	事業名等	内容	回数・人数など（25年度）	担当課
1	家畜衛生管理技術等についての啓発・指導	家畜伝染病防疫対応強化推進事業	家畜の所有者や獣医師等の関係者を対象とした講習会を開催し、家畜衛生に関する知識の普及・啓発を図った。	6回	畜産
2	高度な衛生管理手法の導入のための啓発・指導、導入農場の認定	選んで安心「にいがた畜産」推進事業	HACCP方式による衛生管理手法の導入を推進し、導入農場の「畜産安心ブランド生産農場」認定を進めた。	239戸	畜産
3	動物由来感染症の検査、監視及び防疫体制の整備	悪性家畜伝染病危機管理対策強化事業	農場における高病原性鳥インフルエンザのモニタリング検査を実施した。	43農場	畜産

4	と畜場、食鳥処理場における適正な食肉衛生検査の実施	食品衛生監視指導計画に基づく食肉衛生検査、BSE検査	計画に基づき、法に定められたと畜検査、食鳥検査を適正に実施した。 また、新潟県産牛の信頼確保のため、BSEスクリーニング検査を全頭実施した。	(県実施分) ・と畜検査数:181,356頭 ・食鳥検査数:9,312,317羽 ・BSE検査数:1,683頭	生活衛生
5	牛肉トレーサビリティ法に基づく生産履歴情報管理システムの円滑な運用に向けた協力	牛肉の生産履歴等情報提供の推進	H15年度に、牛肉の情報公開システムの導入を支援した。 導入以降、H22年度も全農にいがたのホームページを通じて生産履歴等の情報公開システムを運用した。	取組生産者 JA:20JA 生産者:161名	食品・流通

施策3　安全で安心な水産物の提供の推進

	県の取組	事業名等	内容	回数・人数など(25年度)	担当課
1	鮮度・衛生管理対策についての啓発・指導	講習会、巡回指導等	漁業関係者に対する情報提供と技術指導を実施した。	15漁協	水産
2	高度な鮮度・衛生管理施設の導入に対する支援	・水産業強化対策事業 ・離島漁業再生支援交付金 ・新潟県農林水産業総合振興事業	漁業協同組合等による、高度な衛生管理に対応した荷捌き所整備(滅菌海水装置の導入、防暑設備の設置等)を支援した。	15箇所	水産
3	衛生管理型漁港の整備	水産物流通機能高度化対策事業	防暑施設、清浄海水導入施設・汚水浄化施設を整備した(能生・両津漁港)。	2港	漁港

施策4　安全で安心な加工食品の提供の推進

	県の取組	事業名等	内容	回数・人数など(25年度)	担当課
1	各種講習会や機関紙等による食品衛生知識の指導・普及	事業者者向け衛生講習会の開催、講師派遣	食品関連事業者を対象に食品衛生に関する講習を行った。	477回 19,293人	生活衛生
		営業者団体機関紙等による普及啓発	営業者団体の機関紙等に、食品衛生に関する記事を寄稿し、正しい知識の普及啓発を図った。	9回 (食品衛生協会等)	生活衛生
2	飲食店や製造業・販売業等に対する監視指導	食品衛生監視指導計画に基づく監視指導	計画に基づき、食品関連事業者の監視指導を実施した。	延べ40,192回	生活衛生
3	加工食品の検査	食品衛生監視指導計画に基づく加工食品検査	計画に基づき、県内に流通する加工食品について添加物、微生物等の検査を行った。	777検体	生活衛生
4	HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の普及	総合衛生管理製造過程承認施設に対する助言指導	関東信越厚生局と合同で承認施設に立入し、助言指導を行った。	新潟県所管の3施設	生活衛生

施策5　添加物、農薬、動物用医薬品、飼料の適正使用の徹底

	県の取組	事業名等	内容	回数・人数など（25年度）	担当課
1	添加物、農薬、動物用医薬品、飼料の適正使用の指導				
	(1)添加物の適正使用の指導	食品衛生監視指導計画に基づく監視指導(再掲)	計画に基づき、食品関連事業者の監視指導を実施した。	延べ40,192回	生活衛生
	(2)農薬の適正使用の指導	植物防疫事業	農薬販売・使用者等に対し、研修会を開催し、農薬の適正使用等を指導した。	12回:1,281人	農産園芸
	(3)動物用医薬品の適正使用の指導	動物用医薬品の危機管理	農場を巡回し、動物用医薬品の適正使用と医薬品使用簿の記帳を指導した。	742農場 遵守割合100%	畜産
	(4)飼料の適正使用の指導	飼料の安全性確保	農場を巡回し、飼料の適正使用と飼料管理簿の記帳を指導した。	742農場 巡回割合100%	畜産
2	流通食品の検査	食品衛生監視指導計画に基づく食品検査	市場流通食品等について、添加物や農薬、動物用医薬品等の検査を実施した。	添加物等365検体 残留農薬140検体 抗菌物質220検体	生活衛生
		食品中の残留農薬一斉分析法の研究開発	国と協力し、残留農薬の一斉分析法の研究開発に取り組んだ。	検査可能な農薬・動物用医薬品数:399種	生活衛生
3	事業者による自主検査の促進	自主検査の推進	(公社)新潟県食品衛生協会と協力し、食品関連事業者が自主的に製品検査を行うよう指導した。	34,622検体 (新潟県食品衛生協会まとめ)	生活衛生

施策6　食品の放射能対策の推進

	県の取組	事業名等	内容	回数・人数など（25年度）	担当課
1	食品等の放射性物質検査の実施	食品等の放射性物質検査	県内産・県外産のさまざまな食品を採取し、放射性物質検査を実施した また、給食食材、消費者が持ち込む食材、農地土壌についても検査を実施した。	県が採取した食品の検査 6,583検体	各課
2	検査結果及び検査体制等に関する情報発信	検査結果及び検査体制等に関する情報発信	検査結果を報道発表及び県ホームページに速やかに公表するとともに、メールマガジン、広報誌、店頭掲示板、出前講座、新聞広告等により検査体制等を情報発信した。	・メールマガジン ・・・毎週掲載 ・店頭掲示板 ・・・5回掲載 ・新聞広告 ・・・2回掲載 など	各課

施策7　食品等の適正な表示の徹底

	県の取組	事業名等	内容	回数・人数など（25年度）	担当課
1	各種講習会、説明会、セミナーなどによる正しい表示知識の普及啓発	食品衛生責任者実務講習会等における講習	食品衛生責任者実務講習会等において事業者に食品表示に関する講習を行った。	食品衛生責任者実務講習会 6,281人受講 （県実施分）	生活衛生
		栄養表示関係普及啓発	健康増進法に基づく栄養表示について、講習会等を行い、普及を図った。	延べ41回 1,173人	健康対策
		食品表示ウォッチャー研修会	食品表示ウォッチャー対し、表示制度に関する研修会を行った。	51人	食品・流通
2	広報誌や関係団体機関紙などによる正しい表示知識の普及啓発	食品衛生責任者実務講習会テキストの作成	食品衛生協会が食品衛生責任者を対象に行う実務講習会に用いるテキストに食品表示の内容を盛り込み、知識の普及を図った。	25年度講習会でテキスト使用 （7,658人受講）	生活衛生
3	食品表示に関する相談窓口の設置による普及啓発	食品表示に関する相談窓口の設置	消費者、事業者双方からの食品表示に対応する相談窓口を設置し相談に応じた。	・本庁：4 ・農林振興部：14 ・保健所：12 ・県消費生活センター ・（新潟市保健所）	4課
4	不適切な食品表示についての改善指導	食品衛生法に基づく食品表示の改善指導	食品衛生法の基準に合わない表示について事業者に改善指導を行うとともに、行政処分等を行った件については違反者名を公表した。	公表1件	生活衛生
		JAS法に基づく表示の改善指示	JAS法に基づき、食品の不当表示について改善指示を行った。	1件	食品・流通
		栄養表示関係相談指導（不適正表示の改善指導）	健康増進法に基づく栄養表示について、不適正表示への改善指導を行った。	不適正表示改善指導　延べ8件	健康対策
		景品表示法に基づく不当表示の改善指導	景品表示法に基づき、食品の不当表示について改善指示を行った。	・指示　1件 ・注意等　11件	消費者行政
5	販売店等における食品表示の点検指導、監視の実施	〈食品衛生法〉 食品衛生監視指導計画に基づく監視指導(再掲)	計画に基づき、食品関連事業者の監視指導を実施した。	・全体：40,192回 （主な内訳） ・広域流通食品製造施設：2,059回 ・大規模販売施設：6,100回	生活衛生
		〈JAS法〉 各地域機関が策定する巡回点検指導計画に基づく点検指導	計画に基づき、食品販売店等でJAS法に基づく食品の品質表示の点検指導を実施した。	100店舗	食品・流通
		食品表示ウォッチャーによる表示調査	県民から公募した食品表示ウォッチャーから、食品販売店での表示状況について調査いただいた。	1,124店舗 100人	食品・流通

施策8　危機管理体制の整備

	県の取組	事業名等	内容	回数・人数など（25年度）	担当課
1	食品関連事業者に対する危機管理体制の整備の啓発	食品衛生責任者実務講習会等における講習	食品衛生責任者実務講習会等において事業者に健康被害の苦情対応について講習を行った。	食品衛生責任者講習会（県分） 6,281人受講	生活衛生
2	食品等に起因する健康被害発生時の調査と被害拡大防止措置	・食中毒調査 ・不良食品調査	食品等に起因する健康被害事例が発生した場合、関係機関と連携し、迅速かつ的確に調査を行うとともに被害拡大防止を図った。	県が食中毒と断定した件数：17件 （H25年1-12月）	生活衛生
3	危害情報の積極収集と消費生活センター等との連絡体制の確保	苦情相談窓口の連携強化	健康被害のおそれのある食品についての苦情は、保健所等専門機関へあっせん又は情報提供するようにした。	県センター受付件数：34件 （うち保健所あっせん25件）	消費者行政
		危害情報の申出の受付窓口や制度の周知	危害情報の申出制度をホームページで紹介	ホームページ掲載中	生活衛生
4	緊急時の迅速かつ的確な情報発信	健康危機事案発生時の迅速な公表	健康危機事案の発生時は、県民に速やかに周知するため、プレスリリースを行うとともに、県ホームページに情報を掲載した。	・食中毒事件公表：14件 ・冷凍食品の農薬混入事案に係る商品名等公表	生活衛生
5	原因究明のための検査体制の整備	食中毒・感染症病因物質の迅速分析法の開発	・リアルタイムPCR法による便からのクドア遺伝子の検出方法を検討した。 ・食品からのノロウイルス検出法とした新たに示された検出法の試薬等を整備した。	保健環境科学研究所で検討・整備	生活衛生
		民間検査機関との情報交換等	民間検査機関団体の研修会に出席し、情報交換を行った。	1回	生活衛生
6	健康危機管理対応研修の実施	健康危機管理対応研修の実施	保健所等の担当職員を対象に健康危機管理対応研修を実施し、職員のスキルアップを図った。	2回	生活衛生

視点2　食の安全・安心を育む信頼関係の確立　～知る安心～

施策9　県からの情報発信の強化

	県の取組	事業名等	内容	回数・人数など（25年度）	担当課
1	インターネットによる情報発信	ホームページ「にいがた食の安全インフォメーション」	ホームページにより、食の安全・安心に関するさまざまな情報を発信した。	ﾄｯﾌﾟﾍﾟｰｼﾞｱｸｾｽ・・・58,827回	生活衛生
		メールマガジン「にいがた食の安全・安心通信」	食の安全・安心に関するさまざまな情報を盛り込んだメールマガジンを毎週配信した。	登録者数：1,075人	生活衛生
2	マスメディアや広報紙などを活用した情報発信	広報媒体を活用した県民への情報提供	新聞、テレビなどマスメディアを活用した広報を行った。	・新聞11回 ・テレビ3回	生活衛生
			放射性物質検査結果や食中毒等の健康危機事案の発生等について報道発表を行った。	年間約300回	生活衛生
			営業者団体の機関紙等に、食品衛生に関する記事を寄稿し、正しい知識の普及啓発を図った。	9回 （食品衛生協会等）	生活衛生
3	食中毒予防情報など重要情報の効果的な発信	ノロウイルス情報等の連続的な配信	冬期にノロウイルス情報、夏期に腸炎ビブリオ情報を作成し、メール、FAXなどにより関係者にタイムリーな情報を配信した。	・ノロウイルス情報（11～3月：10回） ・きのこ情報（9～11月：12回） ・腸炎ビブリオ情報（7～9月：6回）	生活衛生
4	食品販売店等と県との協働による消費者への情報発信	店頭掲示板による情報提供	スーパーマーケット等の協力を得て店頭に掲示板「にいがた食の安全インフォメーション」を設置し、食の安全・安心に関する情報をタイムリーに提供した。	協力店187店 情報更新14回	生活衛生
5	講習会による情報発信	食品安全に関する講習	食品関連事業者や消費者を対象に食中毒予防等のデーまで講習を行った。	543回、21,337人 （内訳） ・事業者向け 477回19,293人 ・消費者向け 66回2,044人	生活衛生
		食品表示ウォッチャー研修会	食品表示ウォッチャー対し、表示制度に関する研修会を行った。	51人	食品・流通
6	県外住民への情報発信	アンテナショップ等からの情報発信	アンテナショップ「表参道・新潟館ネスパス」（東京都）のホームページ等により、新潟県産食品の安全・安心に関する取組を紹介。	・ホームページ ・フリーペーパー	生活衛生
		全国食品安全自治ネットワークへの参加	ネットワークを通じて全国の自治体と情報交換を図るとともに、ネットワークのホームページにより新潟県の取組を発信した。	会議：11月	生活衛生

施策10　食品関連事業者から消費者への情報提供の推進

	県の取組	事業名等	内容	回数・人数など（25年度）	担当課
1	食品販売店等と県との協働による消費者への情報発信	店頭掲示板による情報提供（再掲）	スーパーマーケット等の協力を得て店頭に掲示板「にいがた食の安全インフォメーション」を設置し、食の安全・安心に関する情報をタイムリーに提供した。	協力店187店 情報更新14回	生活衛生
2	農業体験を通じた消費者への情報提供	グリーンツーリズムの推進	農業体験など生産現場に直接消費者が触れる取組を支援した。	学童等体験活動参加者数 217,067人・日	地域農政推進
3	県ホームページを活用した自主回収情報の公開	食品回収情報の提供支援事業	事業者からの自主回収報告に基づき、県ホームページに自主回収情報を掲載し、情報提供を支援した。	16件	生活衛生
4	消費者の見学を受け入れている製造所等食品関連事業者の情報提供	食について学べる施設等のホームページでの紹介	食について学べる県内の施設及び消費者の見学を受け入れている食品メーカーの検索窓口をホームページに掲載した。	ホームページ掲載中	生活衛生
5	米トレーサビリティ法に基づく消費者への情報提供について	米トレーサビリティ法に基づく産地情報伝達の推進	消費者への米の産地情報の伝達が円滑に行われるよう、事業者に対し巡回点検指導を行うとともに、普及啓発を図るため県のホームページに制度の紹介を掲載した。	巡回点検実施 37店舗	食品・流通

施策11　消費者、食品関連事業者、県の相互理解の推進

	県の取組	事業名等	内容	回数・人数など（25年度）	担当課
1	消費者、食品関連事業者、県の相互理解を進めるイベント等の開催	食の安全・安心意見交換会	食の安全・安心に関するテーマで、消費者、事業者、行政による意見交換会を開催した。	22会場、 延べ4,700人参加	生活衛生
2	にいがた食の安全・安心審議会の開催	にいがた食の安全・安心審議会	にいがた食の安全・安心条例及び基本計画の見直しと、基本計画の進捗状況の点検等を行った。	1回開催	生活衛生
3	関係団体や消費者が行う食の安全・安心に関する取組への支援	食の安全・安心講演会の開催	身近な食品の表示や安全性についての講演会を開催し、食品表示等に対する消費者への啓発を行った。（新潟県生活協同組合連合会への委託事業）	上中下越3会場で実施 300人が参加	消費者行政
		食の安全・安心出前講座	事業者や学校等からの希望に応じて職員を派遣し、食の安全・安心に関する出前講座を実施した。	25回派遣	生活衛生
4	条例に基づく施策の申出制度の普及	施策の申出の受付窓口や制度の周知	施策の申出制度をホームページで紹介	ホームページ掲載中	生活衛生

施策12　食育を通じた食の安全・安心に対する理解の推進

	県の取組	事業名等	内容	回数・人数など（25年度）	担当課
1	食の安全・安心に関する知識の普及	調理師再教育事業	県調理師会に委託し、県内調理師への講習として食品衛生学を講義した。	延べ10会場 313人	健康対策
		健康づくり支援店ホームページ掲載	健康にいがた21ホームページに健康づくり支援店の紹介を行った。	2,036店 （H26.3月末現在）	健康対策
2	食育を通じた本県農林水産業に対する理解の推進	学校給食における地場産農林水産物の使用食品数調査	地場産農林水産物の使用食品数を食材数ベースで調査した。	使用割合：36.0% （10校抽出、年10日間、6月と11月の各5日間）	保健体育
		ごはん食推進講演会	米を中心としたバランスの良い日本型食生活等の重要性について理解促進を図るため、県内の児童等を持つ保護者を対象に、ごはん食の推進を内容とする講演会等を支援した。	15回 延べ857人	食品・流通
		水産業に対する理解の促進	漁業者や漁業関係団体が開催する「さかなまつり」等のイベント及び水産教室、料理教室について、支援・協力を行った。	44回	水産

施策13　食の安全・安心に係る人材の育成

	県の取組	事業名等	内容	回数・人数など（25年度）	担当課
1	食品衛生指導員の養成及び継続教育	食品衛生指導員の養成及び継続教育	(社)新潟県食品衛生協会に協力し、指導員の養成講習及び継続教育を実施した。	34回、2,246人	生活衛生
2	食育ボランティアの活動支援	食育ボランティアの登録	食育ボランティアの募集、登録を行い、名簿を作成した。県内の小学校・公民館など、関係機関に配布し、その活動実績をとりまとめた。	登録数 個人82人、 10団体(2,650人)	食品・流通
3	にいがた食の安全・安心サポーターの設置	にいがた食の安全・安心サポーター設置事業	食に関する高度な知識のある方を食の安全・安心サポーターとして委嘱し、正しい知識の普及に協力いただいた。	サポーター 31人委嘱	生活衛生
4	食品衛生監視員のHACCPに関する指導力強化	食品衛生監視員のHACCP研修	国が開催するHACCPに関する研修会に食品衛生監視員を派遣し、他の監視員に伝達講習を実施した。	職員2人派遣	生活衛生
			県と新潟市が合同で食品衛生監視員を対象にHACCPシステムに係る講習会を実施した。	1回（15人受講）	生活衛生
5	農薬管理指導士の確保・育成	植物防疫事業	適切な農薬販売・使用に関する知識を有する者として「農薬管理指導士」を養成した。	認定者数： 3,151人	農産園芸

にいがた食の安全・安心基本計画（平成26年3月改定） 指標一覧

成果指標 計画全体の目的の達成度を測る

指標名		基準年 計画策定前（18年度）	基準年 計画改定前（24年度）	最新値（25年度）	目標値（28年度）	※ 進捗状況	担当課
新潟県における食の安全確保の取組が十分に行われていると感じる県内外の住民の割合	県内	42.3%	55.0%	53.8%	増加させる	↓	生活衛生
	首都圏	42.9%	50.6%	48.2%	増加させる	↓	生活衛生

※）進捗状況の凡例

○ :目標値（H28）を達成	6 指標
↑ :基準年（H24）から増加	5 指標
→ :基準年（H24）から横ばい	5 指標
↓ :基準年（H24）から減少	8 指標

取組指標 施策ごとの達成度を測る

施策	No	指標名	基準年 計画策定前（18年度）	基準年 計画改定前（24年度）	最新値（25年度）	目標値（28年度）	※ 進捗状況	担当課
①安全で安心な農作物等の提供の推進	1	特別栽培農産物等面積	16,064ha	76,759ha	78,592ha	85,000ha	↑	農産園芸
		※県内耕地面積（田畑計）：173,900ha (H23)						
	2	エコファーマー累積新規認定件数	3,846人	17,010人	17,235人	20,000人	↑	農産園芸
		※県内販売農家数：66,601戸 (H22.2.1)						
②安全で安心な畜産物の提供の推進	3	家畜衛生に関する講習会の開催回数	—	6回	6回	6回	○	畜産
	4	畜産安心ブランド生産農場の認定戸数	142戸	241戸	239戸	280戸	↓	畜産
③安全で安心な水産物の提供の推進	5	高度な鮮度・衛生管理施設導入荷捌き所数	4箇所	15箇所	15箇所	16箇所	→	水産
		※県内荷捌き施設保有漁港数：25 (H22)						
	6	衛生管理型漁港の整備港数	1港	2港	2港	3港	→	漁港
④安全で安心な加工食品の提供の推進	7	飲食店・製造業・販売業に対する監視指導回数の年間達成率	—	100%	100%	100%	○	生活衛生
		※県食品衛生監視指導計画で、業種ごとに年間回数を設定。 対象延べ業種数：39,324（H25）						
	8	加工食品の検査件数の年間達成率	—	100%	100%	100%	○	生活衛生
		※県食品衛生監視指導計画に基づく微生物・理化学検査（放射性物質検査は除く）						
⑤添加物、農薬、動物用医薬品、飼料の適正使用の徹底	9	広域流通食品製造施設に対する監視指導回数達成率	—	100%	100%	100%	○	生活衛生
		※県食品衛生監視指導計画で、業種ごとに年間回数を設定。 対象延べ業種数：1,067（H25）						
	10	農薬販売店等に対する講習会受講者数	1,272人（H20年）	1,119人	1,281人	1,200人	○	農産園芸
⑥放射能対策の推進	11	県から食の安全・安心についての情報が十分に提供されていると感じる県民の割合	23.6%	35.2%	35.0%	50%	↓	生活衛生
		※県民意識調査で把握						
	12	県ホームページ「食の安全インフォメーション」年間閲覧数	24,269	71,785	58,827	200,000	↓	生活衛生
	13	メールマガジン「にいがた食の安全・安心通信」配信登録者数	197人	1,084人	1,075人	1,500人	↓	生活衛生
	14	店頭掲示板「にいがた食の安全インフォメーション」の情報更新回数（年間）	—	14回	14回	20回	→	生活衛生

施策	No	指標名	計画策定前（18年度） 基準年	計画改定前（24年度） 基準年	最新値（25年度） 基準年	目標値（28年度） 基準年	※ 進捗状況	担当課
⑦食品等の適正な表示の徹底	再9	広域流通食品製造施設に対する監視指導回数達成率	—	100%	100%	100%	再	生活衛生
	15	食品衛生責任者実務講習会受講率（県所管分）	96%	97.4%	97.3%	100%	→	生活衛生
	16	食品表示ウォッチャーによる調査店舗数	990店舗	1,276店舗	1,124店舗	1,200店舗	↓	食品・流通
		※対象店舗数:9,614 （H19経済産業省 商業統計表 飲食料品小売業等事業所数）						
⑧危機管理体制の整備	17	健康危機管理に関する研修受講率（年間）	—	100%	100%	100%	○	生活衛生
		※食品の健康危機管理に対応する県の機関:保健所、県生活衛生課等						
⑨県からの情報発信の強化	再11	県から食の安全・安心についての情報が十分に提供されていると感じる県民の割合	23.6%	35.2%	35.0%	50%	再	生活衛生
	再12	県ホームページ「食の安全インフォメーション」年間閲覧数	24,269	71,785	58,827	200,000	再	生活衛生
	再13	メールマガジン「にいがた食の安全・安心通信」配信登録者数	197人	1,084人	1,075人	1,500人	再	生活衛生
	再14	店頭掲示板「にいがた食の安全インフォメーション」の情報更新回数（年間）	—	14回	14回	20回	再	生活衛生
⑩食品関連事業者から消費者への情報提供の推進	再14	店頭掲示板「にいがた食の安全インフォメーション」の情報更新回数（年間）	—	14回	14回	20回	再	生活衛生
	18	学童等体験活動参加者数（中山間地域における農山漁村体験＝グリーン・ツーリズム誘客数）	87,418人・日（H16年）	201,903人・日	217,067人・日	24万人程度	↑	地域農政
⑪消費者、関連事業者、県の相互理解の推進	19	食の安全・安心に関する講習を「非常に有意義」と評価した利用者の割合（年平均）	—	38%	36%	50%	↓	生活衛生
	20	食品に関する苦情などが気軽に相談できると感じる県民の割合	20.5%	23.4%	23.0%	30%	↓	生活衛生
		※県民意識調査で把握						
⑫食育を通じた食の安全・安心に対する理解の推進	21	食育ボランティア登録数	165人	2,732人	2,732人	3,000人	→	食品・流通
⑬食の安全・安心に係る人材の育成	再21	食育ボランティア登録数	165人	2,732人	2,732人	3,000人	再	食品・流通
	22	にいがた食の安全・安心サポーター活動の年間利用者数	—	約4,400人	9,773人	10,000人	↑	生活衛生
	23	食品衛生監視員のHACCP研修受講率	89%	73%	86%	100%	↑	生活衛生
	24	農薬管理指導士認定者数	3,973人（H20年）	4,677人	3,151人	4,300人	↓	農産園芸

○にいがた食の安全・安心条例

平成 17 年 10 月 24 日
新潟県条例第 81 号

にいがた食の安全・安心条例をここに公布する。

にいがた食の安全・安心条例

目次

第１章　総則（第１条―第８条）
第２章　食の安全・安心に関する基本的施策（第９条―第 22 条）
第３章　使用禁止農薬等を使用した農林水産物の出荷等の禁止（第 23 条―第 25 条）
第４章　にいがた食の安全・安心審議会（第 26 条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、食の安全・安心について、基本理念を定め、県及び食品関連事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、県が食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項を定め、もって県民の健康を保護すること並びに県民が安全で安心な食生活を享受でき、及び安全で安心な食品等を消費者に提供できる新潟県を築くことを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 食の安全・安心　食品等の安全性及び食品等に対する消費者の信頼を確保することをいう。

(2) 食品等　食品（すべての飲食物（その原料又は材料として使用される農林水産物を含み、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品を除く。）をいう。以下同じ。）及び添加物（食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)第 4 条第 2 項に規定する添加物をいう。以下同じ。）、器具（同条第 4 項に規定する器具をいう。以下同じ。）並びに容器包装（同条第 5 項に規定する容器包装をいう。以下同じ。）をいう。

(3) 食品関連事業者　食品若しくは添加物、器具又は容器包装の生産、輸入、販売その他の事業活動を行う事業者をいう。

(4) 生産者　食品関連事業者のうち、農林水産物を生産し、又は採取する者及びこれらの者で構成される団体をいう。

（基本理念）

第３条　食の安全・安心は、県民の健康を保護することが最も重要であるという認識の下に行われなければならない。

２　食の安全・安心は、必要な措置が食品等の生産から消費に至る一連の過程の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならない。

３　食の安全・安心は、食料供給県としての役割にかんがみ、農林水産物その他食品の生産、製造、加工等の段階において特に行われなければならない。

４　食の安全・安心は、科学的知見に基づき行われなければならない。

５　食の安全・安心は、消費者、食品関連事業者及び県の相互理解と協力の下に行われなければならない。

６　食の安全・安心は、食品等の安全性と環境の密接な関係に配慮して行われなければならない。

（県の責務）

第４条　県は、前条に定める基本理念にのっとり、食の安全・安心に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

２　県は、この条例に基づく施策の実施に当たっては、国、他の都道府県及び市町村と緊密な連携を図るものとする。

（食品関連事業者の責務）

第５条　食品関連事業者は、関係法令を遵守するとともに、自らの事業活動が県民の健康に大きく影響を及ぼすことを自覚し、自らが提供する食品等の自主検査を推進する等自主的に食品等の安全性の確保に取り組まなければならない。

２　食品関連事業者は、その事業活動に係る食品等に関する情報の公開、消費者との積極的な意見の交換等を通じ、食品等に対する消費者の信頼の確保に努めなければならない。

３　食品関連事業者は、食品等の安全性と環境が密接に関係していることを踏まえ、その事業活動が環境に与える影響に配慮しなければならない。

４　食品関連事業者は、県がこの条例に基づき実施する施策に協力しなければならない。

（県民の役割）

第６条　県民は、食品等の消費に際し、その安全性を損なうことがないよう適切に行動し、並びに食品等の安全性、健全な食生活等に関する知識及び理解を深めるよう努めるものとする。

２　県民は、食品関連事業者が食の安全・安心について積極的に取り組むことができるように、その取組について理解を深めるとともに、その取組に協力するよう努めるものとする。
３　県民は、食の安全・安心に関する県の施策に対し必要に応じて意見を表明し、及びその施策に協力するよう努めるものとする。
４　県民は、自らが行う食品等の消費行動が環境に様々な影響を与え、それが食品等の安全性に関係していることを踏まえ、食品等の消費に当たっては環境に与える影響への配慮に努めるものとする。

（財政上の措置）

第７条　県は、食の安全・安心に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（施策の調整）

第８条　県は、食の安全・安心に関する施策の実施に当たり、関係法令を所管し、又はこれに関連する事務若しくは事業を行う県の各機関が常に緊密な連絡を保ちつつ相互に施策の調整を図るため必要な措置を講ずるものとする。

第２章　食の安全・安心に関する基本的施策

（基本計画）

第９条　知事は、食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。
２　基本計画は、食の安全・安心に関する施策の目標及び内容について定めるものとする。
３　知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
４　知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、にいがた食の安全・安心審議会の意見を聴かなければならない。
５　知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
６　前３項の規定は、基本計画の変更について準用する。
７　知事は、毎年度、基本計画に基づく施策の実施状況を公表しなければならない。

（安全で安心な食品等の提供の促進）

第 10 条　県は、安全で安心な農作物等の生産を促進するため、生産の各段階における安全性の確保のための取組の促進、生産技術の開発及びその成果の普及、生産過程の情報の記録及びその保管に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。
２　県は、安全で安心な畜産物の生産を促進するため、家畜の飼養に当たっての衛生的な管理の指導及び促進、家畜伝染病等の検査、監視及び防疫体制の整備、生産過程の情報の記録及びその保管に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。
３　県は、安全で安心な水産物の提供を促進するため、生鮮水産物の鮮度の保持に必要な技術の開発及びその成果の普及、漁獲の場所等の情報の記録及びその保管に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。
４　県は、安全で安心な加工食品の提供を促進するため、食品衛生に関する最新の知識の普及、加工食品の製造、加工等における高度な衛生管理のための手法の導入に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。
５　県は、前各項に定めるもののほか、安全で安心な食品等の提供を促進するため、添加物、農薬、動物用医薬品及び飼料の適正な使用方法の指導、それらに関する自主的な検査の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。
６　県は、遺伝子組換え作物（遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）第２条第２項に規定する遺伝子組換え生物等であって、作物その他の栽培される植物であるものをいう。以下この条において同じ。）の栽培等に起因する遺伝子組換え作物と他の作物との交雑及び遺伝子組換え作物の他の作物への混入の防止に関し必要な措置を講ずるものとする。

（一貫した監視等の実施）

第 11 条　県は、食品等の安全性を確保するため、食品等の生産から販売に至る一連の食品等の供給の過程において一貫した監視、指導、検査その他の必要な措置を講ずるものとする。

（食品等の適正な表示等）

第 12 条　県は、食品関連事業者に対し、食品等の表示及び広告が適正に実施されるよう監視及び指導を行うとともに、食品等の表示及び広告が食品等に対する消費者の信頼の確保に配慮したものとなるよう普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

（危機管理体制の整備）

第 13 条　県は、食品等の消費に起因する県民の健康への重大な被害が発生し、又は発生するおそれがある緊急の事態に対処し、及び当該事態の発生を防止するため、必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（研究開発の推進）

第 14 条　県は、科学的知見に基づき食の安全・安心を図るため、食品等の安全性に関する研究開発を推進し、及びその成果の普及のために必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供等）

第 15 条　県は、食の安全・安心に関する情報を積極的に収集するとともに、消費者及び食品関連事業者に対し、当該情報を必要に応じて迅速かつ正確に提供するものとする。

２　県は、食品関連事業者が消費者に対して行うその事業活動に係る正確かつ適切な情報その他の食の安全・安心に関する情報の提供の促進に必要な支援を行うものとする。

３　県は、食の安全・安心に関し、消費者、食品関連事業者及び県が相互に情報及び意見の交換を行い、消費者及び食品関連事業者が相互に理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

（自主基準の設定及び公開）

第 16 条　食品関連事業者は、県民が安全で安心な食品等を選択することができるように、知事が別に定めるところにより、自らが提供する食品等に係る食の安全・安心に関する基準の設定及び公開並びにその遵守に努めるものとする。

２　県は、前項の規定により食品関連事業者が行う基準の設定及び公開を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

（食育の推進）

第 17 条　県は、県民が食品関連事業者の活動、自らの食生活等に関心を持ち、食の安全・安心に対する理解を深めることができるように、地産地消（地域で生産された農林水産物を当該地域で消費することをいう。）の推進、食品等の安全性に関する様々な教育の機会の提供等により、食育（食に関する知識及び食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいう。）の取組を推進するものとする。

２　県は、前項の取組を推進するに当たっては、家庭、学校、地域等で相互に緊密な連携が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

（施策の申出）

第 18 条　県民は、県の行う食の安全・安心に関する施策に改善が必要であると認めるときは、必要な措置が講ぜられるよう県に対して申出をすることができる。

２　県は、前項の申出（以下「施策の申出」という。）があったときは、必要な調査を行い、当該施策の申出に係る処理の経過及びその結果を当該施策の申出をした者に対し通知するものとする。

３　県は、施策の申出の処理に当たって必要があると認めるときは、にいがた食の安全・安心審議会の意見を聴くものとする。

４　県は、施策の申出の趣旨及びその処理の結果を公表するものとする。

（危害情報の申出）

第 19 条　県民は、健康に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある食品等についての情報を入手したときは、必要な措置が講ぜられるよう県に対して申出をすることができる。

２　県は、前項の申出があったときは、必要な調査を行い、必要があると認めるときは、この条例に基づく措置その他の措置を講ずるものとする。

（国等への協力要請及び提言）

第 20 条　県は、食の安全・安心を図るために必要があると認めるときは、国等に対し、必要な協力を求め、又は食の安全・安心に関する施策の提言を行うものとする。

（人材の育成）

第 21 条　県は、食の安全・安心に係る専門的な知識を有する人材を育成するために必要な措置を講ずるものとする。

（環境保全施策との連携等）

第 22 条　県は、食の安全・安心に関する施策の策定に当たっては、食品等の安全性と土壌、地下水、河川、海域等の環境が密接に関係していることを踏まえ、これらの汚染の防止その他の環境保全のための施策と十分に連携を図るとともに、食品関連事業者による事業活動が環境に配慮したものとなるよう必要な措置を講ずるものとする。

第３章　使用禁止農薬等を使用した農林水産物の出荷等の禁止

（出荷等の禁止）

第 23 条　生産者は、生産し、又は採取した農林水産物が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該農林水産物を出荷し、又は販売してはならない。

(1) 農薬取締法(昭和 23 年法律第 82 号)第 11 条の規定により使用を禁止された農薬を使用し、生産された場合

(2) 農薬取締法第 12 条第 1 項の基準に違反して農薬を使用し、生産された場合

(3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 83 条の 3 の規定により使用を禁止された医薬品又は再生医療等製品を使用し、生産された場合

(4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 83 条の 4 第 1 項の基準に違反して動物用医薬品又は動物用再生医療等製品を使用し、生産された場合

(報告及び立入検査等)

第 24 条 知事は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、生産者に対し、その業務に関し報告又は生産された農林水産物その他資料の提出を求めることができる。

2 知事は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、生産者の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第 2 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(勧告及び公表)

第 25 条 知事は、生産者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該生産者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第 23 条の規定に違反して生産者が農林水産物を出荷し、又は販売したとき。

(2) 第 24 条第 1 項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料を提出せず、又は同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出したとき。

(3) 第 24 条第 2 項の規定による立入り又は帳簿等の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

2 知事は、前項の規定による勧告をした場合において、生産者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、別に定めるところにより、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

3 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該生産者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、公益上、緊急に公表する必要があるため、当該意見を述べる機会を与えることができない場合は、この限りでない。

第４章 にいがた食の安全・安心審議会

第 26 条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項その他食の安全・安心に関する重要事項を調査審議させるため、にいがた食の安全・安心審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項の規定による調査審議を行うほか、食の安全・安心に関し必要な事項について、知事に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

4 前項に規定する委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。

5 委員及び特別委員は、消費者、食品関連事業者及び学識経験のある者のうちから知事が委嘱する。

6 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

9 審議会に、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

10 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

(平 18 条例 26・一部改正)

(平 26 条例 76・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 9 条、第 16 条、第 18 条及び第 4 章の規定は平成 18 年 4 月 1 日から、第 3 章の規定は同年 6 月 1 日から施行する。

(検討)

2 県は、この条例の施行後 3 年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則(平成 18 年条例第 26 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 5 月 20 日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第 4 項、第 6 項から第 8 項まで及び第 10 項から第 12 項までの規定は公布の日から、附則第 5 項及び第 9 項の規定は同年 4 月 1 日から施行する。

(検討)

13 県は、この条例の施行後 3 年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則(平成 26 年条例第 76 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 11 月 25 日から施行する。